

自動車保管場所貸与申請書

令和 年 月 日

国立大学法人長崎大学 施設部長 殿

宿舎名及び戸番

所属部局

職 名

フリガナ

氏 名

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、指示に反しないことを確約します。

貸与希望日 令和 年 月 日

メーカー・車名		ナンバー	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

自動車保管場所貸与承認書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

令和 年 月 日

国立大学法人長崎大学施設部長

記

1 宿舎

指定保管場所	所在地	宿舎名及び戸番
		宿舎 棟 号
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
令和 年 月 日	円	「2 貸与の条件」参照

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ）は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から 20 日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転任、配置換、勤務する部署の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 自動車の保管場所について先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
 - ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者は、大学が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の 5 日前までに明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名、ナンバー等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎の管理人へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、大学において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、大学は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。